

第四十三回国会 衆議院 商工委員会議録 第八号

昭和三十一年二月十五日(金曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君
理事岡本 茂君 理事首藤 新八君
理事白濱 仁吉君 理事中村 幸八君
理事板川 正吾君 理事田中 武夫君
理事松平 忠久君

小沢 辰男君 岡崎 英城君
小平 久雄君 笹本 一雄君
田中 榮一君 中川 俊思君
山手 満男君 早稲田和右衛門君
北山 愛郎君 久保田 豊君
小林 ちづ君 多賀谷眞稔君
中村 重光君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣 福田 一君
通商産業大臣 福田 一君
出席政府委員 廣瀬 正雄君
通商産業政務次官 廣瀬 正雄君
通商産業事務官 島田 喜仁君
(重工業局長)
通商産業事務官 川出 千速君
(鉱山局長)

委員外の出席者
通商産業事務官 山下 英明君
(重工業局長)
通商産業事務官 山下 英明君
業品輸出課長

二月十三日

中小企業者の産業分野の確保に関する法律案(向井長年君提出、参法第五号)(予)

百貨店法の一部を改正する法律案(向井長年君提出、参法第六号)(予)

商店街振興組合法の一部を改正する法律案(向井長年君提出、参法第六号)(予)

第一類第九号 商工委員會議録第八号

昭和三十一年二月十五日

法律案(向井長年君提出、参法第七号)(予)

同月十四日
中小企業基本法案(向井長年君提出、参法第四号)(予)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
金属鉱物探鉱融資事業団法案(内閣提出第八三三号)
プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

○逢澤委員長 これより会議を開きます。
去る二月十二日に付託になりました内閣提出の金属鉱物探鉱融資事業団法案を議題とし、審査に入ります。

金属鉱物探鉱融資事業団法案

目次

第一章 総則(第一条-第七条)

第二章 役員及び職員(第八条-第十七条)

第三章 業務(第十八条-第二十条)

第四章 財務及び会計(第二十一条-第二十八条)

第五章 監督(第二十九条-第三十条)

第六章 雑則(第三十一条-第三十二条)

第七章 罰則(第三十三条-第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 金属鉱物探鉱融資事業団は、金属鉱産物の輸入に関する事情の変化が金属鉱業に及ぼす影響に対処し、金属鉱物の探鉱を急速に促進してその優良資源の確保を図り、もつて金属鉱業の国際競争力の強化に資するため、金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付けを行なうことを目的とする。

(法人格)

第二条 金属鉱物探鉱融資事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

第三条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、事業団に追加して出資することができ、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めると

ころにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、金属鉱物探鉱融資事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員の仕事)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第十条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員は、再任されることができ、任期は、三年とする。

(役員の仕事)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の仕事)

第十二条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十三条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(職員任命)

第十六条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け及びこれに附帯する業務を行なう。

2 前項の金属鉱物の範囲は、通商産業省令で定める。

(業務の委託)

第十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項の業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、すえおき期間、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法及び業務の委託の要領を記載しなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十二条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前

に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十三条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに事業報告書及び予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに在庫納付金)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額を在庫に納付しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、これを繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び金属鉱物探鉱債券)

第二十五条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は金属鉱物探鉱債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(余剰金の運用)

第二十六条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金

四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十七条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第二十八条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第二十九条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所に入入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十一条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十二条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十八条第二項又は第二十八条の通商産業省令を定めようとするとき。

二 第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二條又は第二十五条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

三 第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。

四 第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十三条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十九条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十五条 第六条の規定に違反して金属鉱物探鉱融資事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された

理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に金属鉱物探鉱融資事業団という名称を用いている者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「産炭地域振興事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を、「産炭地域振興事業団法」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団法」を加え、同条第十八号中「産炭地域振興事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ十二ノ三 金属鉱物探鉱融資事業団ノ発スル証券、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「産炭地域振興事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十五条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に、「金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

理由

金属鉱物産物の輸入に関する事情の變化が金属鉱業に及ぼす影響に対処し、金属鉱物の探鉱を急速に促進してその優良資源の確保を図り、もつて金属鉱業の国際競争力の強化に資するため、金属鉱物探鉱融資事業団を設立し、これに金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付けを行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 逡澤委員長 まず、通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することにしたします。福田通商産業大臣。

○ 福田通商産業大臣 金属鉱物探鉱融資事業団法案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

わが国の金属鉱業は、経済発展に不可欠な鉱産物を供給する重要な基礎産業でありまして、多数の労働者に雇用の機会を提供し、あるいは地域経済の振興に寄与するという見地から、国民経済上きわめて重要な役割を果しておりますが、国際的にその競争力が弱いため、貿易の自由化を契機に、重大な局面に逢着している現状であります。さきの第四十国会におきましては、

かかる現状に対処するため、抜本的な金属鉱業対策を樹立すべき旨の決議が行なわれましたが、政府といたしましては、自來、この決議で示された検討事項にも即し、鉱業審議会の審議その他により鋭意検討を進めて参つたのであります。

自由化に対処する金属鉱業政策の基本的な方向は、まず、金属鉱業の抜本的な体質改善を進め、金属鉱産物の低廉かつ安定的な供給体制を確立することを基本として推進されるべきであります。金属鉱業にとつては、採掘鉱石の品位を向上させることがコスト引き下げによる体質改善のための最大のきめ手であることを考慮しますと、この際、探鉱を積極的に促進して、品位の高い優良な金属鉱物資源を十分に確保することがぜひとも必要であります。

探鉱を促進すべき方策として、昭和三十八年度におきましては、別途、従来からの新鉱床探査補助金を中小鉱山向けに拡充するとともに、地質調査所においてボーリングによる地質構造の調査を実施するよう考慮しております。貿易自由化後、鉱産物価格の低落により企業経営が著しく困難となる時期に探鉱を急速に促進するためには、ただいま申し上げました諸措置とあわせて、新たに長期低利の融資措置を講じて、強力な資金的助成を行なう必要があると考へます。このような探鉱融資は、その性格上既存の金融機関によつては行ない得ないものでありますので、新たに特別の機関を設置して、これを行なわせることとした次第であります。

この法律案は、このような考へ方を

もととし、金属鉱物の探鉱を促進するための機関として、特殊法人である金属鉱物探鉱融資事業団を設立し、金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付を行なわせることとし、その性格、組織及び業務に関して必要な規定を定めたものであります。

この法律案の内容の第一は、事業団の性格及び組織についてであります。事業団は、この法律に基づく特殊法人としての性格を有することとし、その役員として理事長、理事及び監事を置くこととしております。

第二は、事業団の業務内容であります。事業団の業務は、金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付及びこれに付帯する業務とし、貸付の対象となる金属鉱物の範囲は、銅鉱、鉛鉱及び亜鉛鉱を中心として通商産業省令で定めることとしております。

なお、事業団の監督につきまして、その業務の性格上、これを通商産業大臣の監督下に置くこととしております。

このほか、事務所の設置、名称の使用制限、業務方法書の認可、予算及び決算、借入金等に関し、通常の事業団に関する法律案に盛り込まれる規定と同趣旨の規定を置いております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○達澤委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

○板川委員 以上で趣旨の説明は終りました。

○達澤委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

○板川委員 以上で趣旨の説明は終りました。

○達澤委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

促進臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。板川正吾君。

○板川委員 プラント類輸出促進臨時措置法の一部改正について、質問をいたしたいと思います。

まず第一に、本法が昭和三十四年に施行になりましたが、本法は、プラント類の輸出を大いに促進しよう、こういう意図で制定されたのであります。その後、どのくらいプラント類の輸出促進のために本法が役に立ってきたかという点について、質問を申し上げます。

○島田政府委員 かぜを引いてのどをつぶしておりますので、ちよつとお聞き苦しいかと思いますが、政府と補償契約を結びましたものは、遺憾ながら一件でございます。政府と補償契約を結びたいと思つたものが、実は十四件ございました。

○板川委員 この法律をつくる場合は、こういう法律をつくつたら、この法律によつて相当な補償をされて、輸出が増進されるのじやないかと思つたのですが、四年間に実績一件というの金額で、どこを相手に、どこの国に行つたのか、もうちよつと詳細に説明していただきたい。

○島田政府委員 二十八億の契約でございますまして、ソ連に対する製紙プラントであります。

○板川委員 本法の施行にあつて、実際の事務の運営はプラント協会に委託しておるわけですが、プラント協会に三十四年から三十七年の四年間に、委託事務費というのは政府からど

のくらい払つておるのか。その実績を一つ発表願いたいと思つています。

○島田政府委員 昭和三十四年度が百五十五万円、それから昭和三十五年度が百三十三万円、昭和三十六年度が百三十三万円、昭和三十七年度も百三十三万円でございます。予算のついでにござります。

○板川委員 四年間に本法の利用者がわずかに一件、しかも、それに約五百万円近い費用がかつております。そこで一つ政府も考へてもらいたいのは、最初こういう法律をつくる時には、通産省では、通産省の立場から、一つの理想的な考へ方から出発するのである。ところが、実際法案を持ち回つていられる間に、いろいろあつちこつちひつかつて、文句を言われ、削られ、大蔵省でいろいろの注意をされて、法律の大事なところを骨を抜いてしまふ、こういう例が多いと思つては、たゞ輸出取法を改正しよう。あの中で、パキスタンの棉花は非常に割高である。だから、パキスタンの棉花の割高なやつを買つてやらないと、日本の輸出が伸びない。そこでカルテルを結んで輸出と輸入を調整しようという法律改正を、大騒ぎをして輸出取法でしたのです。これはなかなか新しいケースで、これによつて後進国の割高な品物も、要するに高いものを承知して買ひ、日本のものを輸出業者は割高に売つて、そうして損得のバランスをとるというやり方なんです。この法律改正に大騒ぎしたのです。ところが、その後、実は一件もその法律の適用を受けているところはないのです。一件もない。たとへば今問題の新しい産業秩序の問題、国際競争力の問題

だつて、やはりそうだろうと思つて、通産の立案者から理想的な要綱を並べて、あつちこつち持ち回つていられる間に、財界でこういう注文をつけられた、全銀協でこういう注文をつけられた、あつちこつちで注文をつけられておると、しまいは、実際法案を出しても、一件もあの法律にひつかつて合併しようというようなことはなくなるのじやないかというふうなおそれがあるわけなんです。このプラント類の輸出促進法の過去の実績から見ると、まさにそうじやないかと思つて、大体利用者が一件しかない。これはプラント類の輸出を盛んにしなくちゃならない。コンサルティングの態勢が日本じや不備だから、そういう調査機能を強化して、要望に応じて設計をしてやる。注文を受けてプラント類を輸出する。しかし、向こうの国内事情や風土の関係で、あるいは設計上不備があつたりした場合は、その損失を補償するのだ、こういうことで、考へ方そのことは決して悪いことじやない。しかし、四年間に、法律をつくつてやつたのはいいけれども、一件しか利用者がいないというふうなこの法律を、これは限時法ですが、なぜまた今年もその期間を延長していくのか。四年間に一件くらいしか引き合ひがないようなら、ほんとうはやめた方がいいじやないかと思つては、あるいはこれをやめるのがどうかと思つたら、輸出保険法の中には、保険の種類はたくさんありますが、場合によつてはその中へ組み入れていいじやないか。あえて特別の立法をして残しておく必要はないじやないかと思つては、その点は

どうお考えですか。

○廣瀬(正)政府委員 予算の編成でありますとか、あるいは法律案の策定につきまして、同じ政府部内で原局と大蔵省と意見を異にするというようなことがありまして、原局の意図が通らなかつたというようなことも、私どもの口からこういうことを申し上げてはどうかと思うのでありますが、実際上これはあると思うのでございます。あるいはまた、産業態勢の整備等につきましても言及されたのでありますが、まさに財界とか全銀協から意見も出ておりまして、その調整に苦慮いたしておるわけでありまして、御指摘の通りだと思っております。ところで、今度御審議願っております法律案につきましては、これは御説明申し上げておきますように、従来は違約金だけが対象であつたわけでありまして、今度は設備機械そのものを対象として、対象を拡大いたして参つたわけでありまして、法律そのものの内容も非常に違つて参つておりますし、それから政令にゆだねられております補償利率につきましても、いろいろ大蔵省と折衝いたしまして、従来一割でございまして、それを七分程度に下げます。さらにそれをもう少し下げたいというところを考へております。これは政令の問題でありますけれども、そういうようなことで、従来の実績は御指摘の通りでございますけれども、将来は、対象も変わつて参りまして、広がつて参りましたので、幾らかふえるのじやないかというように考へております。

○板川委員 今度存続しようという内容については、従来の内容では、また四年間に一件くらいは価値がないか

ら、内容を実情に合わせるように改正しようというのが、今度の改正案の趣旨だと思つております。そこで従来は違約金の支払いだけであつたのを、今度二条の六項を改正して、義務の履行のための負担の限度額という項目に改めて、ごわれた機械を直したりなんかする費用の分も保険の対象になる。補償利率も一〇%から七%に下げてみる。将来はもっと下げてもいいが、とりあえず七%にしてみる。こういう改正案の内容ですが、こういうような改正をしたら、見通しとして、今後四年間にどのくらいのプラント輸出について本法を利用する件数がある見込みなんですか。せつかく変えたのはいいが——私が言いたいのは、たとえばつじつまを合わせて多少の改正をしても、もっと利用者がどんどんなれば、意味がないんじゃないか。だから、意味のない法律なら、やめた方がいい。改正するならば、もっと利用者がいるような内容に改正したらいいんじゃないか。利用者がいないというところは、内容に魅力がないからだと思つております。そういう点で、今後見通しをどう予想されておるのか。

それからもう一つは、日本のプラント類の輸出の金額、件数等について、一つ説明を願いたいと思つております。

○島田政府委員 プラントの問題というものは、御承知のように、商品の輸出と違ひまして、たとえば一件のあるプラントが向こうと大体契約があるので、日本から一つプラントを出して、くれというそういうプラントを出して、くれというまでには、二年、三年、四年の実は長い年月がかかるわけでございます。その土地の需要の面、土地の気候風土、

あるいは環境条件等をあわせ、しかも延べ払い条件、金利あるいは技術者の派遣というような問題を、長い間各国と競争しまして、そうしていよいよ成約という形になるわけでありまして。そこで実は、この法律だけでプラントの輸出が促進されるというわけには参らないわけでございます。今申し上げましたように、延べ払い条件その他金融面、あるいは技術のコンサルティングというような面もあわせて管理いたしませんと、できない。実はこの法律は、そういう輸出契約が大体できるという前提に立つたときに、もし設計上のミスがあつた場合にはどうするのだ、こういう話にはなるわけでありまして。しかも、今までの例を見ますと、日本は、御承知のように船とかあるいは車両とか、そういうものが非常に多くて、なかなかプラント類というものは、ある工場を建てるわけでございますから、日本に対する後進国の信用が、欧米に比してないというところ、実は問題があつたわけでありまして。ところが、日本からもしっかりいく場合には、根本は、その建てた工場のプラントが設計通りにいったということでありまして、国際的に信用を落とします。従来は、まずこういう法律にかかってくる件数が少なかつたというところになるわけでございますが、そういう日本のプラント輸出が非常に少なかつたということが第一。それから第二は、今までプラントを出す場合に、せめて外国に比べて日本で信用の置かれるような化学プラントあるいは繊維プラントのようなものが、実は中心でありました。ところが、だんだん競争が激烈になつて参りますと、新しい

業種のプラント、そうして今までより以上にへんびな国に行くことに相なりますので、そういう面からは、今年も従来より以上に政府の補償契約をするような申し出の件数がふえて参る、こういうふうに考へます。従つて、そういう状況でございますので、現在これからのいろいろ話し合いを各々とする——今現に話し合いをしておるものもございまして、従つて、このあと四年前で一体だけプラントが出る見込みであるかというところの算定は、非常にむずかしいわけでございます。幾つか話がありまして、立ち消えになるものがたくさんございまして。しかも、少なくともただいまのような改正がもしできますとすれば、これはまだ一般に話し合いを業界からとつておりませんけれども、今すでに出ておるものでも、とりあえず三件ぐらいは、今度の改正によって政府と補償契約をしたい——これはもちろん外国と輸出契約ができたことを前提にしておるのでございまして、まだ輸出契約が確立しておりませんが、大体乗つてくるであろう。これが現在の状況でございます。

○板川委員 提出の日本プラント協会資料によりますと、一九五七年から六一年の五年間で、プラント類の輸出が八百六十六件あるようになっております。一九五七年に六十件、一九五八年に百六十六件、一九五九年に二百六十一件、一九六〇年に二百三十五件、一九六一年二百五十五件、合計八百六十六件、最近のこの実績からいって、年間二百件から二百五十件ぐらいの見当になるんじゃないかと思つております。これは六一年まで、二年前までの実績ですが、そ

うしますと、これから四年間、一年間二百二、三十件、四年間で九百件がそこらあるかと思つております。そういうように、過去においてもプラント類の輸出が非常に多くなつてきておるのに、利用者が一件しかないと、これは、あまりにも価値がないのじやないかというところを言いたいわけなんです。この法案ができたからプラント類が急にふえるとか——ふやしたいと思つてはいるが、コンサルティング態勢の強化をはかつて、外国から受注があつた場合には、注文の内容に依つて調査をして、あるいは設計を出していただくというようなこともあるのですから、補償するほかにそういう態勢の強化もあるはずですから、件数が幾らふえるかというのじやなくて、こういう件数の中に、この補償を利用しようというものがわずかに一件か二件では、本来の価値がないんじゃないか。そのためにたとい何百万でも国費を使うのは、利用者があまり少ないなら、どうかと思つたというところを言いたいのですがね。

○島田政府委員 ただいま先生の御指摘の資料の一九五七年から一九六一年、計八百六十六件というのは、一応話のあつたものでございまして、話が一応ありまして、たくさんあるうちで、プラントとして出るといふのはほんとうに少なくなるわけなんです。これはそういう話し合いを幾度かするところにプラントの成約のむずかしさがあるわけですが、いろいろの話がありまして、みな立ち消えになつて、日本側のメーカーもしくはシッパーと外国との間にプラント輸出の契約ができたのは、非常に少ないわけなんです。

○板川委員 この表五は、そういう成約の件数じゃなくて、引き合いがあったものですか——そういう説明がないから、実はそれが輸出の件数と思っておったのですが、表の第三表に、これは通産省通商局の資料なんです、一九五七年から六一年まで、二億四千八百万ドル、プラント類輸出承認額としておりますが、これもまた輸出の承認はしたが、実際は輸出をしなかつたというのですか。そうでしょう。そうすると、これによる件数はどれくらいですか。さっきのやつは引き合いの件数でしょう。今度は五年間に二億四千八百万——二億五千万ドルばかり輸出をしておる金額の件数は、何件にあたりますか。

○島田政府委員 一応こちらで調べておりますのは、昭和三十三年に十六件でございます。成約のできたものが十六件。それから昭和三十四年が二十件、それから昭和三十五年が二十件、それから昭和三十六年が三十三件、昭和三十七年が、今のところあれしてまずの十一件でございます。これが全部成約のできた——プラントの大体小さなところはわかりませんが、大体保険の資料によって調べますと、そういう件数になっております。

○板川委員 そうすると、年間平均二十件から三十件程度、これは日本のプラントの輸出の件数であつて、大体その十倍程度が引き合いにくる。まあ二百件以上ありますから、二百件から二百五十件ありますから、引き合いの話があつたのは二百五十件くらいあり、輸出はその十分の一程度しかないということになるわけですね。その二十件から二十五件程度の輸出の中で、本法

の適用を申請してきたのはわずかに一件、こういうことになるわけですか。
○島田政府委員 今三十三年といいますが、三十四年本法ができましたから、補償契約を結びたいというてプラント協会に申し出たのが、実は十四件であります。その十四件の中で、実は輸出契約がまだ未成立のもの、それから今のような違約金条項だけではないために、設備の取りかえ等の条項がないためにできなかったもの、それから料率が非常に高過ぎるもの、それから、そろばんをはじいてみて、とても採算が合わないというのでやめたもの等が脱落しまして、それで一件ということになっております。

○板川委員 そうしますと、三十四年以來約百件近く輸出のプラントが成立しておつた。そのうちに、本法の申請をしたのがわずかに一件であつた。百分の一程度しか本法を利用してないということ、あとの九割九分の、これは何らかの形で、外国にプラント輸出する場合には、万が一事故があつた場合には当社でこれを負担しますというような契約はあろうと思つたのですが、その契約については、大体本法の補償制度は利用せずに、個人で、あるいは引き受けした会社が共同で、そういう補償の責任に依拠しておるのですか。実際の事情はどうなんですか。

○島田政府委員 それは会社自体が、もしそういう事故が発生した場合に保証の責任に依拠しているわけですね。ただ御承知のように、プラントを出します場合は、国際的な信用もございまして、そういう違約金条項を書きましても、大丈夫自信があるというところまでは持っていないわけ

です。ですから、違約金を払うということよりも、もしかりに問題が起つたときには、信用にかかわるのですから、看板が大事だという面でも相当慎重にやっているわけです。そのために相当な金をかけてやっておるわけですが、たまたまし方——そういう事故が起つた場合の責任をとるかとならばなぬ。実際に大丈夫だといふときには、政府に対して補償料を払わずに、絶対におれのところは自信があるというの、保証条項だけ書いて、実際輸出して事故も起さなかつた。それで事故の起きたケースが比較的少ないわけでございます。過去におきましては、百四十件の中で、事故が起きておりますのは三件でございます。従つて、本制度で問題になりますのは、事故率が一体どのくらいになるかという点が非常に確率計算がむずかしいわけでございます。先ほど板川先生から輸出保険の中に入れたらどうかというお話がございましたが、その問題にも実は関連して参りますが、輸出保険は長い過去の経験からある程度の保険計算ができますが、本問題につきましても、なかなか事故率の計算がむずかしい。それからもう一つは、件数も少ない関係から、保険のように確率がなかなか出てこない。それから同時に、輸出保険は、相手方の信用保険という面が実は入つておる。戦争あるいは災害というもののほかにそういうものが入つておりますが、この制度は、広義であれしませんが、予想せざる事故でございまして、業者自身の責任になるという考え方に立たざるを得ないわけ

でございますので、その点が保険制度

とは違つて、こういうふうに私どもは考へておるわけでございます。

○板川委員 これを利用しないプラント輸出関係ですね、プラント輸出は、御承知のように、一社で全部やるということじゃないと思つたのです。一面において、大きな工場を請け負うのですから、電力関係はどこそ、あるいは配線関係はどこそ、工場建設機械はどこそ、こういうふうには各社が共同でプラント輸出をすると思つて、それで、各社がおの自分の機械な備、あるいは発電設備なら発電設備、それには担当した会社がその危険負担をする。信用の面にかかわるから、もし動かないような場合があつたら、全額当社で動くようにしますというふうなことになるために、このプラント輸出の促進法を利用するものがないのですか。いや、私が言いたいの、今、年間二、三十件程度であります。将来大いに力を入れて、東南アジア、後進国地域には、プラント類の輸出を促進してやるべきだと思つたのです。そのためには、大手ばかりじゃなくて、もう少し中小企業のプラント業者も輸出できるように態勢にしなくちゃいかぬと思つたのです。そのためには、こういったプラント類輸出の促進法のようなものが必要である。だから、何かプラント類輸出全体が補償制度を利用するような態勢にならないものだろうか。そうすれば、まあ確率も、だんだん数が多くなるほどの確になつてきますし、補償率も、万が一のことを考えて、そう高くなつてもいいと思つたのです。安ければ、どこの会社でも、一応この制度を利用してやるんじやないか。だから、この制度が輸出

業者全般に利用されるような制度に、今度の改正の場合には考へておるのかどうか。せつかく改正しても、年間三件かそこそこだ。今までは四年に一件しかないけれども、今度は一年に二、三件あるだろう。しかし、実際は二十件ないし三十件ある。その十倍くらいある。そういうものがこの制度を利用するようないかなるか。それが法律改正ができないものだろうか。そこを実は聞きたい。

○島田政府委員 実は、かりに二十件、三十件ありましても、実際に契約が成立するしないかという、そこに実は問題がございまして、この商品を見て、これなら価格が安いから買おうというふうなことでなしに、工場の立地条件その他を考へて、長いことかかつていろいろ成約ができるわけでありませぬ。特に、まず最初に日本に引き合いがくる場合には、その設備を機械として出すメーカーに実はくるわけでございます。また、コンサルティングをする場合には、御承知のように、肥料プラント、製紙プラントということになると、製紙工場を動かす、設計をする人でないと、実はできないわけですね。機械メーカーは、その設計に基づいて機械をつくつて出すだけでございませぬ。そういうコンサルタントが日本には実は少ないわけでございます。製紙工場並びに肥料工場を動かすことはやっておりますけれども、外国に自分の肥料工場なり製紙工場と同じようなものを輸出するために、プラントを出すために事業しておるわけではございません。ここが先進国と違つて、ここを先進国と違つて、コンサルティングをする場合の機械メーカーは、そう

いう日本にある製紙工場、あるいはメーカー、あるいは肥料工場に相談をして、そして輸出をするわけでありませぬ。従って、そういうことから考えますと、そういうものが全部で一体補償制度として大体どのくらいの事故が起り、どれだけの件数が出てきて、そして補償料率をどのくらいにするかという計算が、実はなかなか出て参らぬ。もしかりに一件でも出てきますと、相当な金額になる。出なければ、ほとんど政府は負担をしなくていい、業者も負担をしなくていいということに相なりますので、今のような日本のむずかしいプラント輸出の現況では、なかなか制度的に、今先生がお話のような制度として確立することはなかなかむずかしいのではないかと、こういうふうに考えます。

○板川委員 日本プラント協会というのがありますね。ここに国の補助が二億二千万ほどあるのです。外国から引き合いがきた場合には、まず各製紙工場あるいは肥料工場の設計をやる会社というものでなくて、プラント協会で窓口を一つにして、そうして対外的な成約をたくさんとっていきこうという便宜をはかっているわけですね。外国から注文にくる場合には、なるべくプラント協会へ行って、プラント協会での注文に応じてコンサルタントを派遣したり、あるいは設計をしてやり、あるいは業者の選定のアドバイスをしてやるという形でやっておるのでしょうか。ですから、従って、この補償業務を一任しておるプラント協会です。そういう点は全体を調整できるのでしょうか。総合的な仕事をやっておるわけですね。ですから、プラント協会の機能をもっと強化して、そこで話し合いがたえば年間二百五十件ある、そのうちで成約が大体十分の一の二十件程度であるという、その中で、今度の法律を改正して、利用者が一割程度——二、三件あるのではないかと、こういう形になっておると思うんです。ですから、私は、その話し合いが二百五十件もきたときの窓口は、日本プラント協会が主として担当しておる。きまったものも、プラント協会が主としてそれを総合してやって便宜をはかっている、こういう機関である。その輸出するときの二十五件全体が、それは一括して包括的に入る場合もあるでしょう。あるいはこの発電所ならこの発電所を担当した会社が、これは私の責任ですから、発電所の部分だけやりますよ、機械部分は、これは私が担当したのですから、私の会社でこの保険を利用しましょう、こういう形でもいいし、あるいはプラント協会が業者の代行者になって、一手に補償料を払ってやるという方法もあると思うのです。とにかく、せつかく法律をつくってやるならば、いまちつと利用者がふえるような内容にしてやることはできないものだろうか。輸出保険制度が一方においてあり、輸出のいろいろなりリスクについて、どこでも万が一ということでも保険をかけておると思うんです。まあそういうのが多いと思うので、もうちつと利用度を高めるような内容にするためには、一体どこに問題があるか。これだと不十分だと思ふ。先ほど言ったように、おそらく二、三件しかないだろうという見込みです。だから、いまちつと全体が利用

するような制度に改正をしていくためには、どこどこを一つ手入れしたらいいのかという理想論から、考え方はありませんか。将来そういう方向を推進していくという意味において、一応聞いておきたい。

○島田政府委員 実は、今後制度の趣旨が、日本の要するにシブパーあるいはメーカーが外国に対してプラントを輸出する場合に、これは一社でも数社でもいいと思うのですが、輸出する場合に違約金条項もしくは取り扱い、修理の条項というものを書かされて、そのときに、自分みずからの責任においてできるんだ、あるいはもう事故は起らないんだという自信のあるものは、実は本法に持つておかない方がいいです。やはりどうしてもあぶないんだというものがあつて、外国にも実はこういう制度はありません。日本がそういうプラント輸出についてはまだ先進国に及ばないという形から、こういう政策をとっておるわけでございます。乗りたいたときにどうなるかということに、私は問題があると思ふ。だから、保険と比べますと、その点が実は違うわけございまして、ただ一問題問題は、この制度を批判するあれといたしましては、それじゃもしどんとあぶないやつが持つてきたらどういうことになるか。この制度をあれしたから、あぶないやつが持つてきたときに、事故が起ったら、御承知のように、百億の場合には、現在の割合でいけば、十四億くらいを払わなければならぬわけですから、大へんなものになる。だから、そこに問題があるというので、今まで、補償料率なり、この法

律が多少シビアになっておったわけですから、その場合の問題だと思ひます。だから、あぶないもの、自信のないものが、この制度があるから出すというような形になるというところに、老え方としては問題があるわけですね。現実には今まではそういうことは実はなかつたわけですが、私どもとしても、できるだけそういうものをここに乗せる方には努力をいたしますが、今の例にかんがみますと、やはりプラント協会が、自分でコンサルタントを持つておられますか、あるいはほかの部に技術者その他コンサルタントの動員のあつせんをいたしまして、そしていくわけですが、各社の相当自信があるもの、もし万一の場合は自分のところで負担をしてもいいというものが、相当あるということと間違いない。なお、そういうプラントの件数が、非常にまだ数からいって成約率のものが少ない。私どもは、できるだけ今度は中小企業関係のプラントを出すように努力をいたしたい、こういうように考えまして、プラント協会にも実はそういう技術、経営の相談をするような仕事を新しく設けておきます。これもなかなかむずかしい問題と思ひますが、こういう形で、プラント輸出等についても、できるだけ中小のプラントの出るような方向に持つて参りたいと思つております。

○板川委員 この法律ができるときに、この業務をプラント協会に委任する。プラント協会は、御承知のように、大手の二十八社が中心になってプラント協会をつくっておる。その大手中心のプラント協会にこの業務をまかせるといふことは、実は中小企業のプ

ラント輸出をねらいとする本法からいって、どうもあまり好ましくないんじゃないかという危惧を持つておったのですが、その後、プラント協会の本法施行にあつたので、そういう危惧の点について、どうですか、心配ないですか。たとえば大手偏重というふうなことがない——どうも今までは思ふのです。そこで、今度プラント協会の業務の内容を少し変えて、今局長が言つたように、中小企業のプラントができるような態勢を一つ強化していく、こういうことになったのだと思うのですが、そのプラント協会の業務運営の内容を強化していくというのは、具体的にはどういうような内容なんですか。

○島田政府委員 約八百五十万円ぐらいをコンサルティング及び中小プラントの引き合いあつせん事業費といたしまして、まあ一千万円にはなりませんでしたが、八百五十万円ぐらいの予算で、今十名足らずの人間を、そこにプラント協会の中から供出したしまして、そしていろいろな引き合いあつせんの事務をしよう。実は中小の輸出につきましては、外国——後進国ではございませぬが、実は中小企業者がそのコンサルティングをやるわけには参らぬ。外国に自分と同じ事業を起させるといふような、そういう仕事をなかなかやってもらうわけには参らぬ。大メーカーも、実は中小のプラントについては、そう得意ではございませぬ。しかし、そうかといつて、それには金も要る、技術も経営も要るということになる、そういう能力を持つてやるということ、実はなかなかむずかしいわけ

でございます。今までもそういうこと

をいろいろやってきたのでありまして、やらなかったわけではございません。いろいろ苦勞をいたしましたし通産省としてはあれしたのでございますけれども、一つのサービス業務でありまして、ほとんどプラントの輸出ということよりも、いろいろな相談に應ずる手間の方が大へんだというのが、実は実態だと思います。そこで、そういう態勢をつくりまして、後進国からくる引き合いあつせん、あるいは相談に應じよう、こういう態勢をつくり上げつつあるわけでございます。

○板川委員 この資料によると、プラント類の輸出は、主として東南アジア、インド、パキスタン、それから南米、こういう方向に重点が置かれておるようです。ところが、インドネシアに比較的プラント類の輸出が出ないというところは、何か事情がありますか。実はインドネシアと日本の関係は、たとえばインドネシアの石油、スマトラ石油なんかいておるのですが、その後、あまり成約通りの発展をしてないですね。そんなようなことも実は頭にあるのですが、インドネシアは、どうもプラント類の輸出というのはあまり出ないのですが、こういう関係は何かありますか。

○島田政府委員 まず第一は、インドネシアは、御承知のように賠償がございまして、いわゆるプラント輸出という形ではなしに、賠償で相当実質的なプラント輸出のかわりになっておると思ひます。それから第二は、御承知のように、政情不安な点がございまして、それから第三は、外貨事情が特にインドネシアは悪いという関係で、かりに延べ払いにいたしましたとしても、はたして

延べ払いとして金が返ってくるかどうかという面。この三つが、インドネシアのプラント輸出が比較的出ない理由だと思ひます。

○板川委員 以上で私の質問を終わります。

○多賀谷委員 関連して、この法律の改正の点は、第一は期間の延長、第二は保証損失の範囲の拡大です。この保証損失の範囲の拡大で、まずこの補償契約において、ことに従来は違約金の支払い義務というものが前提でありました。今度は、必ずしも違約金の支払い義務というだけでなくて、ほかに範囲を機械の取りかえとかいろいろ入れているわけですね。そこで、従来扱われた例の中で、今度の改正案でいくならば、どの程度救われたか。本来、今度の改正案があつたならば、従来事故の補償ができた、こういう件数がどの程度あるのか。それからもう一つ、この補償契約をする場合に、違約金の支払い義務というものが書いてなくて、ただ機械の取りかえというふうな契約がはたしてあるのか。それから従来の場合でも、違約金は書いてはあるけれども、実際は違約金にかえて機械の取りかえをすればいいわけですね。そこで、具体的にはどう違わないのじやないか。ただ、違約金の支払い義務というものが初めからない場合によく起こるのでありますけれども、違約金の支払い義務というものが書いてあつて、実際には違約金の支払いをしなくて機械の取りかえをする場合には、現行法でいけたのではないか。そういう点が、具体的にはどう違ふのか。そうして実際問題として、どの程度これによって範囲の拡大が行なわれるのか。

これを一つお聞かせ願ひたい。

○島田政府委員 本法は、法律といたしましては、シッパードと向こうのユーザーなりインポーターなりと、もし設計上のミスがあつた場合には違約金を払うという条項があるものについてだけ政府は補償する。従つて、先ほどからお話の、そういう違約金条項等がない場合もあると思ひます。それは乗つてこない。これは、こちら側も民間も負担をする必要がありませんので、違約金条項がある場合に、政府はその填補する率の範囲内で填補する、こういうことになっております。従つて、違約金を払わずに、もし設計上のミスがあつた場合には、取りかえなり修理をして、こういうものをとにかくつくれ、こういう条項がある場合には、本法は適用することになっておらないわけですね。そこで、こちらのシッパードと向う側では、今先生のお話のように、違約金条項にはなつていないけれども、ミスがあつたから、違約金を払わなくていいからと通りしるという話し合いでいく場合があると思ひますけれども、政府は、そういう取りかえもしくは修理していくという場合には、本法の適用がないわけでありませぬ。

○多賀谷委員 現行法はある。違約金の条項があれば、あるのですよ。

○島田政府委員 実は、私が御説明申し上げようと思つておつたことと変わりはしないのですが、私の説明が悪いとすれば、従来の法律では、違約金条項でなしに、設備の取りかえもしくは補修の義務だけを規定した条項しかないのです。だから、従来も、違約金条項があつて、その違約金条項を向こうとの

話し合いで振りかえて、設備の取りかえその他をやるものは、実は今までも適用しておつたわけですね。そこで今度は、違約金条項がなくて、設備の取りかえその他補修をしようというケースというものが相当多いし、特に日本のように国際的に名の信用されていない国に対しては、おそろく金を払えというよりも、とにかく設備をちゃんとしてくれという格好が多いと思ひます。従つて、どうしてもそういう条項を入れて、違約金条項でない場合にも本法の適用がある。その場合に、ではどうするかといひますと、実際に取りかえをしたり補修をしたりして、実際に使つた金が出てきます。それを違約金の場合と同じような計算で、填補をして参ろう、こういうことでございます。

○多賀谷委員 それはよくわかるのですけれども、違約金条項がなくて、ただ機械、装置の取りかえ等をしなければならぬという必要義務を書いてある輸出契約というものが、そういう場合かどうか。それから、そういう場合には大抵違約金条項もくつつけるのではないでしようかと、私は言つておるわけです。くつついておるとするならば、従来の規定と実質上はあまり変わらぬ取り扱いになるのではないかと、いふのは、従来でもできたじやありませんかと、こういうことを言つておるわけです。

それから私がもう一つ質問しておるのは、今までの取り扱ひをされて、違約金条項がなかつたために、新しい改正法案ならば適用を受けて金ももらえらるけれども、もらえなかつたというふうな例がありますか。こう言つておる。

○島田政府委員 大体最近までの状況で判断しますと、やはり違約金条項が少なくともあるものと、それから全然違約金条項がないものとをあれしますと、大体三分の一は違約金条項がない。書いてないわけですね。それで、先ほどちよつと例に引きましたのが、板川先生の御質問のときに述べましたが、今まで損失補償契約の締結について民間からお話があつたものが十四件ございまして、このうち四件は、違約金条項を含まない輸出契約であつたため、実は補償契約が結ばなかつた。十四件のうち四件は、そういうふうな例があつたわけでありませぬ。一般的にも、諸外国の例等を大体あれしますと、先ほど申し上げたように、おおむね三分の一は違約金条項がない、こういうことになっております。

○多賀谷委員 わかりました。

○淺澤委員長 次は北山愛郎君。

○北山委員 私は、今法案に関連をいたしました。輸出貿易の問題について当面する問題をお伺ひしたいと思つておつたわけですが、大臣がおらぬので……。

○淺澤委員長 それでは関連して久保田君。

○久保田(豊)委員 このプラントの輸出は、これから日本としては非常に力を入れていかなければならぬ問題だと思ひます。そこで、これにはいろいろの障害があるのですけれども、技術的に見て、どういふ点に現在では大きな障害があるのですか。実務的にと申してもいかにもしらぬが、プラントをやる場合に、外国との比較や何かもしながらやつた場合に、どういふ点に一番日本の立ちおくれと云うか、困難

では、日本といたしましても、経済協力の面で補完的な方法をとっておりま
す。その点は、私実、経済協力関係の直接担当でございませんで、その点で一つ……。

○久保田(豊)委員 そういふ点は、われわれいろいろな実例も知っておるのですが、日本の方は発注というか、話し合いがきてから、初めから全部関係者を寄せて設計のし直しをするというようならば、日本にはころげてこない、こういうことになるように聞いておるのです。商社あたりに聞いてみますと、それまでかかえてやるだけ実は大体において力がないようです。その点はどうなっておるのか、政府としてはどんな指導をしておるのか、もし実情が多少でもわかれば聞きたいと思うのですが、どうでしょうか。

○島田政府委員 担当課長から申し上げます。
○山下説明員 ただいまのお尋ねのモデル・プラントにつきまして、お答え申し上げます。
プラント協会で現在まで百四十種ばかりのモデル・プラントをつくりまして、海外にも送っております。これに対して政府は五〇%の補助をいたしております。

○逢澤委員長 この際、本案審査のための参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。
理事の諸君と御協議願いました通

り、来たる十九日火曜日の委員会に、日本プラント協会事務局長(天岩旭君)に参考人として出席を求め、ことに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○逢澤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次会は、十九日、火曜日午前十時より開会することとしたし、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十九分散会